

3 計画予定地と環境保全について

- 保全する希少種の特定及び保全方法の是非については、今後の協議の中で専門有識者による助言を得ながら検討することが適当であり、本審議会で議論しない。
- この地は、ハナノキなどレッドデータブック等に記載された希少動植物の生息地が点在する場所であることを確認し、開発に当たって自然環境保全上特に配慮すべきとの認識で一致した。
- この地は、生物多様性を保全する上で重要であることを確認した。町とJR東海の双方がこの点を共通認識として進めることを望みたい。
- 保全方法については、計画予定地の盛土計画は、希少種や湿地生態系に対して影響を与えることが考えられるため、
意見①：JR東海と、協議・協力しながら保全対策を進めることが望ましいと

の意見

※ 候補地Aと候補地Bの扱いを分ける意見があったが、工法やレイアウトの変更など技術的、専門的な検討が不可欠であり、本審議会では責任を持った方針にはなり得ないため、意見①に含める。

意見②：候補地Aと候補地B、更にその周辺も含めて改変せず保全できることが望ましいとの意見

※ 町が協議に臨むにあたり、意見②は方針になり得ないとする考え

- ・ 候補地Aは既にJR東海が取得した法的な権利を有する土地
- ・ この地を候補地としてJR東海に情報提供し、これまで計画が進んできた
- ・ 候補地A、候補地Bを含めすべて保全すべきと示す一体の調査データがない
- ・ 健全土約68万㎡を解決できる提案が伴っていない

があった。

○ 結論

意見①に、意見②の湿地保全のあるべき姿を踏まえたものとする。

※ JR東海との協議交渉の場で、湿地保全のあるべき基本的な考え方を伝えることができる。一定程度、JR東海の計画に反映させ得る。

○ 町は、

- ・ 希少種の移植・播種のみならず、回避・低減といった保全策も検討すること
 - ・ 安全性を確保しつつ、より住民の不安解消のため理解を得る努力を行うこと
 - ・ 今後の保全策については、町と住民に情報を公開し、町との協議を続け、よりよい保全策の実現に向けて努力すること
- を条件に、JR東海の盛土計画を受け入れる。

○ 町は、この地が湿地生態系の価値を有し、生物多様性を保全する上で重要な場所であることを認識し、未来に向かって環境教育や地域学習、地域づくりの場として、JR東海の協力や有識者の助言を得ながら、町民や地元住民が参画しやすい保全方法を検討すべきである。